

りこんとどけ

離婚届 のこと

りこん
(離婚をする どちらかが 日本人 のとき)

※ 2人とも 外国籍の 人の 場合は、それぞれの 在日大使館、領事館に 聞いてください。

りこんとどけ だ かた
○ 離婚届 の 出し方

けっこん ひと わか けっこん かんけい お し くちょうそん やくしょ だ
結 婚 して いた 人 と 別 れ て、結 婚 の 関 係 が 終 わ っ た と き に、市 区 町 村 の 役 所 に 出 し ま
す。

にほん りこん りこんとどけ だ
日 本 の や り か た で、離 婚 す る と き は、離 婚 届 を 出 し て く だ さ い。

りこん こくせき くに し
離 婚 す る と き は、国 籍 が あ る 国 に も 知 ら せ て く だ さ い。

てつづ ほうほう たいし かん りょう じ かん き
手 続 き の 方 法 は、大 使 館 か 領 事 館 に 聞 い て く だ さ い。

りこん じょうけん くに
離 婚 の た め の 条 件 は、国 に よ っ て ち が い ま す。

にほんじん にほん りこん みと ばあい
日 本 人 は 日 本 の き ま り で 離 婚 を 認 め て も ら え な い 場 合 が あ り ま す。

がいこくせき ひと じぶん くに りこん みと
外 国 籍 の 人 は、自 分 の 国 の き ま り で 離 婚 を 認 め て も ら い ま す。

とど とき
(1) 届 け る 時

さいばんしょ き りこん りこん き ひ かかん す まえ
い つ で も。裁 判 所 が 決 め た 離 婚 の と き は、離 婚 が 決 ま っ た 日 か ら 10日 間 が 過 ぎ る 前。

さいばんしょ き りこん ちょうてい りこん
裁 判 所 が 決 め た 離 婚 は、調 停 離 婚 と い い ま す。

りこん ことば
(離 婚 に つ い て の 言 葉)

- ・調停離婚 (ちょうてい りこん) ・和解 (わかい)、
- ・認諾 (にんだく) ・審判離婚 (しんぱん りこん)
- ・判決離婚 (はんけつ りこん)

とど
(2) 届ける ひと

けっこん り さいばんしょ き りこん さいばん はじ ひと
結婚していた2人。(裁判所が 決めた 離婚は、裁判を 始めた 人)

とど
(3) 届けるところ

けっこん り じゅうしょ また ほんせき
結婚していた 2人のうち、どちらか ひとりの 住所が あるところ、又は、本籍が

あるところの しゅくちょうそん やくしょ
あるところの 市区町村の 役所

とど で ばしょ
(届け出 する 場所)

にしのみやし やくしょ し みる か こせきたんとう
西宮市役所 市民課 戸籍担当 0798-35-3128

がいこくじんとうろくたんとう
外国人登録担当 0798-35-3104

かくししょ さーびすせんたー (ど にち しゅく うけつけ
各支所、サービスセンター (土・日・祝 は受付していません)

あくたにしのみやすてーしょん
アクタ西宮ステーション

ひつよう しよるい
(4) 必要な書類

りこんとどけしょ
①離婚届書

やくしょ しょうめいしょ りこん しょうめい しょうにん さいん
役所などに あります。この 証明書には、離婚を 証明する 証人が サイン

しょうめい
(さいん＝署名) して、

いんかん お しょうにん さいいじょう ひとり
印鑑を 押します。証人は 20歳以上の 人 2人です。

② 国籍を 証明 する 書類

ばすぽーと
パスポートなど

③ 婚姻が 確認 できる 書類

がいこくじんふうふ ばあい ひつよう
外国人夫婦の 場合は 必要です。

④ 本人を 確認 できる 書類

うんでんめんきょしょう
運転免許証、パスポート（ばすぽーと）など

⑤ 調停（和解・認諾）調書の謄本 または 裁判（審判）の判決書（＝裁判などで

き 決まったことが か 書いてある書類） および かくていしょうめいしょ さいばんしょ りこん せいりつ
確定 証明書（裁判所で 離婚が 成立した と
ひつよう
きだけ 必要です。

ばあい とどけでしょ なか しょうにん りこん あいて しょうめい
この場合は、届出書の中へは 証人と 離婚する 相手の 署名は いりません。）

※ しくちょうそん とど で とど で ほうほう さーびす しゅるい しょうい
市区町村によって、届け出する ところ、届け出の 方法、サービス（さーびす）の種類、書類

なまえ
の名字が ちがう ことが あります。

※ くわ にほんご ひと いっしょ き
詳しいことは、日本語が わかる人と 一緒に 聞いてください。

ちゅうちようきざいりゅうしゃ ひと はいぐうしゃ かぞくたいざい とくていかつどう にほんじん
中長期在留者の人のうち 配偶者として 「家族滞在」、「特定活動（ハ）」、「日本人の

はいぐうしゃ えいじゅうしゃ はいぐうしゃ しかく もって にほん す ひと
配偶者など」および 「永住者の 配偶者など」の 資格を 持って 日本に 住んでいる 人

はいぐうしゃ りこん はいぐうしゃ し ばあい にち いない す ちいき
が、配偶者と 離婚したり。配偶者が 死んだ 場合には、14日 以内に 住んでいる 地域に

ちほうしゅつにゆうこくざいりゅうかんにりかんしょ い どうきょうしゅつにゆうこくかんにきょく ゆうそう
ある ①地方出入国在留管理官署 へ 行くか、②東京出入国管理局 への 郵送

とど で ひつよう
による 届け出が 必要です。

せいかつの いろいろなこと （にしのみやしの ばあい）

てつづ ほうほう す ち いき しゅつにゆうこくざいりゅうかんりきょく
手続きの方法は、住んでいる 地域の 出 入 国 在 留 管 理 局 に たずねてください。